

外国人留学生インターンシップ奨学金について

1. 制度の目的

本学では、将来、島根県内の企業で働きたいと考えている留学生の皆さんを応援するため、県内企業でのインターンシップを通じた経済的支援と、県内企業への就職サポートを目的として奨学金を支給しています。

なお、本奨学金は、皆さんのキャリア支援と地域の活性化を願う企業から「島根大学留学生受入支援基金」へ寄せられた寄附金によって成り立っています。

2. 応募対象者

現在、本学に在籍する「私費外国人留学生」で、インターンシップ実施時点で以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- **日本語能力：**日本語能力試験(JLPT)の **N1 または N2** に合格していること(同等の能力があると認められる場合や、受入企業が認めた場合も含む。)
- **将来の計画：**卒業・修了後に日本(島根)で働く意思があり、自国に帰ることが条件になっていないこと。また、卒業後・終了後の就職先が未定であること。
- **その他：**過去にこの奨学金を受けたことがないこと。

3. インターンシップの条件

奨学金を受けるためには、以下の条件でインターンシップを行う必要があります。

なお、以下の条件を満たせばインターンシップ先が複数の企業にわたっても差し支えありません。

- **対象企業：**本奨学金への寄附企業、または島根県内に事業所がある企業
- **時間：**複数年に渡り、合計 **60 時間以上** 実施すること。

4. 奨学金の額

(1) **インターンシップ終了時：10 万円**

(2) **県内企業の内定時：**卒業・修了の2ヶ月前までに島根県内企業から内定をもらった場合、さらに **15 万円** が追加で支給されます。

※(2)は、内定先が「寄附企業」以外で、採用後に島根県外への異動が決まっている場合は対象外です。

5. 問い合わせ先

企画部国際課 international@office.shimane-u.ac.jp